

就学援助制度について

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な子どもをなくし「教育の機会均等」を保障するための制度で、憲法や教育基本法等、関係法律により定められています。

義務教育において、教科書等は国からの無償給与となっていますが、給食費、修学旅行費、教材費、実習費等は保護者の負担となっています。

就学援助制度では、保護者の負担を軽減するために、これらの費用の一部を援助しています。

《申請方法》

学校から児童を通じ、豊中市教育委員会からの文書を配布します。

受付は毎年6月初旬からはじまります。所得制限などの一定条件がありますので、豊中市教育委員会からの文書をよく読んで手続きをしてください。

★前年度に認定されている方も毎年申請が必要です。

詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/enjo/index.html>

*学校での申請受付はしていません。